

省エネ機器導入支援業務
公募型プロポーザル選定委員会審査に係る評価基準

審査項目	必須条件の評価基準	評価点	提案要素の評価基準	評価点	計														
①ポイント交付	ポイント交付の際、必要な審査（交付条件に適合するか等）を適切に行うことができる体制及びシステムが構築されるような提案となっているか。	5 5	県民の利便性が高いよう、ポイント交付の手続が簡便かつ確実性のある提案となっているか。	5 5															
			幅広い県民にポイントが交付できるような工夫がなされた提案であるか。（例：スマホを持たない方に付与する仕組みを設ける、1世帯に1回の交付とし多くの世帯に付与する、電子マネーや商品券など多様な方法で交付するなど）	5 5															
	ポイント交付が予算上限に達する前に、県民に対して事業終了について効果的な周知を行い、混乱なく終了できるよう提案されているか。	5 5	ポイント交付状況（予算の消化状況）を県民が把握できるよう、定期的にHPに掲載するなどの手法が提案されているか。	5 5	25 25														
②ポイント交付対象店舗	ポイント交付対象店舗は広島県内の実店舗であり、広島県民が利用しやすいよう、配置に配慮された提案となっているか。	5 5	都市部のみならず中山間地域にも配慮し、単一の量販店やその系列店舗だけでなく、多様な店舗も対象とするなど、小規模店舗でも利用できるような提案となっているか。（評価点×4）	20 20	25 25														
③省エネ家電普及に係る広報活動	県民に対して、本事業の利用促進につながる効果的な周知を行う提案となっているか。	5 5	-		15 15														
	ポイント交付に併せて、省エネ家電への更新メリットを周知し、家電の省エネ化を推進する広報を行うよう提案しているか。	5 5	-																
	交付されたポイントを使用した省エネ家電の購入を促すよう、効果的な広報等を行う提案か。	5 5	-																
④業務実施体制等	業務の全体にわたり、具体的かつ実現性の高いスケジュールが提案されているか。	5 5	県民や対象店舗からの問い合わせに適切に回答できる体制が整っているか。	5 5	10 10														
⑤経費内訳	提案内容を適正に実施することが可能な経費内訳を計画しているか。	5 5	交付ポイント数が可能な限り多くなるよう積算されているか。（評価点×2） ※ポイント数の配分による採点基準 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>採点基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.9億円以上</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>1.8億円以上～1.9億円未満</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>1.7億円以上～1.8億円未満</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>1.6億円以上～1.7億円未満</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>1.5億円以上～1.6億円未満</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>1.5億円未満</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	採点基準	1.9億円以上	10点	1.8億円以上～1.9億円未満	8点	1.7億円以上～1.8億円未満	6点	1.6億円以上～1.7億円未満	4点	1.5億円以上～1.6億円未満	2点	1.5億円未満	0点	10 10	15 15
区 分	採点基準																		
1.9億円以上	10点																		
1.8億円以上～1.9億円未満	8点																		
1.7億円以上～1.8億円未満	6点																		
1.6億円以上～1.7億円未満	4点																		
1.5億円以上～1.6億円未満	2点																		
1.5億円未満	0点																		
⑥セキュリティ等	本業務の実施に当たり取得した利用者等に関する情報について適正に取り扱うことができるか。	5 5	-		10 10														
	業務運営に係るシステムについて、不正アクセス防止等、セキュリティの確保が十分に行われると見込まれるか。	5 5	-																
合 計 点 数		50 50		50 50	100 100														

（評価点の配点基準）

評 価	優れている	やや優れている	一定水準を満たしている	やや劣っている	劣っている	不適
点 数	5	4	3	2	1	0

※ 全委員の評価点の合計点数が満点の6割に満たない提案事業者は失格とする。

※ 「必須条件の評価基準」のいずれかの点数が0点であった提案事業者は失格とする。